

3 7 地方消費者行政に対する支援について

(内閣府)

【内容】

高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。

とりわけ、国が策定した「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標の達成に向け、市町村における消費生活センターの設置が円滑に進むよう、十分な財政措置を講じること。

(背景)

- 平成21年9月に消費者安全法が施行され、消費生活相談等の事務を行うため、都道府県には消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村においても、その設置に努めることとされている。
- 本県では、市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るため、平成21年度から国の交付金を活用して、市町村へ補助を行った結果、県内全ての市町村に相談窓口が設置され、また、平成28年3月末で9市に消費生活センターが設置されている。
- 国は、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、消費生活センター設置の当面の政策目標を人口5万人以上の市町は100%、人口5万人未満の市町村は50%以上とした(平成26年1月策定、平成27年3月改定)。
- 本県の市町村における消費生活センターの設置率は全国平均と比較して極めて低い状況にある。このため、「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標の達成に向けて市町村に対し積極的な働きかけを行った結果、国の地方消費者行政推進事業実施要領に基づく愛知県推進計画において、国の政策目標に沿って平成29年度までに市町村に消費生活センターを設置することとした。推進計画を達成するためには、相談室の整備、相談員の配置等で多額の財政負担が必要であることから、地方消費者行政推進交付金による十分な財政支援が必要である。

(参 考)

◇ 地方消費者行政推進交付金の概要

1 規模

(単位：千円)

国予算区分	国予算額	28年度愛知県予算額
27年度補正予算分	2,000,000	推進事業費(県) 51,152
28年度当初予算分	3,000,000	事業費補助金(市町村) 211,791
計	5,000,000	計 262,943

2 事業内容(事業実施主体は都道府県及び市町村)

- ・都道府県 市町村の支援、消費者教育の推進に関する法律を踏まえた取組等
- ・市町村 機材の設置など消費生活相談窓口の強化、消費生活相談員の人件費補助、消費生活相談員のレベルアップを図るための研修参加支援、消費者被害未然防止のための啓発 など

3 市町村の消費生活センター設置に伴い必要となる主な事業費(概算)

	新規設置市町村数 (センター設置数)	所要額(千円)		
		整備費	人件費	計
平成28年度	17(9)※	21,364	48,986	70,350
平成29年度	24(17)※	17,500	139,766	157,266

※ 広域連携(広域連合、事務委託等)により消費生活センターを設置する市町村を含む。
 平成28年度は事業計画による所要額
 平成29年度は概算額(整備費：3,500千円×5センター、人件費増加分：5,340千円×17センター+48,986千円)

◇ 愛知県推進計画における消費生活センター設置目標(平成28年3月現在)

現 状				設置目標 (H29年度末見込み)
人口	国の「当面の政策目標」	全国の市町村	本県の市町村※	本県の市町村
5万人以上の市町	100%	84.1% (469/558)	26.5% (9/34)	100% (34/34)
5万人未満の市町村	50%以上	35.8% (423/1,183)	0.0% (0/20)	80.0% (16/20)

※本県の市町村人口の区分は愛知県人口動向調査結果による。

◇ 「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標(抜粋、消費者庁平成27年3月改定)

<政策目標1> 相談体制の空白地域解消

- 1-1 相談窓口未設置自治体(市町村)を解消

<政策目標2> 相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進(人口5万人以上の全市町、かつ5万人未満の市町村の50%以上)
- 2-2 消費生活相談員を管内自治体(市町村)の50%以上に配置
- 2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)